

上寺浄水場再構築業務に関する基本協定書（案）

上寺浄水場再構築業務（以下「本業務」という。）に関して、宍粟市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「協働事業者」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、発注者が本業務に関して公募型プロポーザルにより優先交渉権者として協働事業者を選定したことを確認した上で、第3条に定める契約の締結に向け、発注者と協働事業者の本事業の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）本募集要項 発注者が令和7年2月28日付けで公表した上寺浄水場再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領（質問回答及び公表後の変更を含む。）をいう。

（2）基本計画 本業務を実施する具体的な方法や時期等を定めるもので、発注者と協働事業者との協議により作成する。

2 前項及びその他本協定において定義されるものを除き、本協定において使用される用語は、本募集要項において定義された意味を有する。

（契約の締結）

第3条 協働事業者は、提案書並びに基本計画に定めた役割に応じ、その業務を実施するため、本募集要項に規定するところに従い、発注者と事業契約を締結する。締結の時期は募集要項に従い、協議により定めるものとする。契約金額は、提案書等に記載された金額を基に発注者と協議のうえ決定する。ただし、契約を締結すべき協働事業者が募集要項に定める資格要件を喪失しているときは、発注者は当該契約を締結することができない。

2 前項に規定する契約が締結されないときは、その対応について発注者と協働事業者が協議して定める。

（構成員の変更）

第4条 協働事業者の構成員の変更（役割の変更を含む。以下同じ。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合で、発注者と協議を行い、発注者が認めたときは、協働事業者は代表企業を除く構成員を変更することができる。

（事業実施への協力）

第5条 協働事業者の各構成員は、自らの役割に対応する業務を誠実に実施する。また、本業務が一体として円滑に実施されるために、他の構成員の業務実施に関して積極的に協力するものとする。

2 各構成員は、第3条に規定する協定または契約の締結前であっても、自らの費用と責任において本事業の実施が円滑に実施されるよう、必要な準備行為を行うことができる。

3 各構成員は、前項の準備行為を行うに際し、発注者に対して必要な協力を求めることができる。

（事業契約不調の場合の処理）

第6条 事業契約の締結に至らなかった場合または事業契約が解除された場合には、原則として発注者及び協働事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第7条 発注者及び協働事業者は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密とし

て管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らし
てはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、発注者若しく
は協働事業者が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は発注者若しくは協働事
業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し
本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によ
ることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
(準拠法)

第8条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第9条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続について
は、神戸地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第10条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生
じた場合は、発注者と協働事業者は、誠意をもって協議するものとする。

2 発注者と協働事業者との協議において、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行
うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び協働事業者が記名押印の上、各1
通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市長 福 元 晶 三

協働事業者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇